

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point

1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point

2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point

3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】（次ページ）へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

相談窓口のご案内

- 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律
の
し
ん

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 甲府労働基準監督署 055-224-5611 都留労働基準監督署 0554-43-2195 鵜沢労働基準監督署 0556-22-3181
山梨労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等室 【派遣労働者関係】 需給調整事業室	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 雇用環境・均等室 055-225-2851 需給調整事業室 055-225-2862

- 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題
解決
の
支
援

山梨県働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 TEL 0120-338-737
山梨県よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 公益法人財団やまなし産業支援機構 055-243-0650
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ハローワーク甲府 055-232-6060 ヤングハローワーク 055-221-8609 ハローワーク富士吉田 0555-23-8609 ハローワーク大月 0554-22-8609 ハローワーク都留 0554-43-5141 ハローワーク塩山 0553-33-8609 ハローワーク韮崎 0551-22-1331 ハローワーク鵜沢 0556-22-8689